

## 山王サタデーナイトコーラス 規約

第1条（名 称）山王サタデーナイトコーラス

第2条（目 的）合唱を楽しみ、合唱に関連する文化的活動を行い会員相互の親睦を深めながら地域社会の音楽文化向上に寄与する。

第3条（事務局）代表責任者宅に事務局を置く。

第4条（活 動）第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）練習 大田区山王の近辺にある学校、又は施設にて毎週土曜の午後7時～午後9時に合唱、及び合唱に関連する文化活動を行う。  
（場所、時間などは変更もある）
- （2）発表 ① 合唱祭への参加  
② 演奏会の企画・運営、  
③ その他の音楽文化活動の企画・運営
- （3）余暇 会員相互の親睦に関する催しの企画・運営

第5条（会 員）

- （1）会員 大田区山王の近辺で行う練習会場に通うことが可能で、音楽に関心を持ち当会の目的及び活動に賛同して参加できる者。もしくは当会の目的及び活動に協力できる者。）
- （2）負担 第4条の活動に掛かる会員の負担は前年度繰越金を含めない範囲において当該年度収支差額が0～10万円に収まる範囲で、練習にかかる経費を負担する。ただし前出の収支差額の目標額は5万円程度とする。

第6条（入退会）

- （1）入 会 ① 当人の希望により入会し会員となる。  
② 会員は会費を納めることを義務とする。
- （2）休 会 ① 会員は自由意志で休会できる。  
② 休会中の処遇は運営委員と相談して決めることがある。
- （3）退 会 ① 会員は自由意志で退会できる。
- （4）再入会 ① 当人の希望により入会し会員となる。
- （5）除 名 ① 公序良俗に反する行為をした者は、注意に対して改善の兆しが見えない場合は運営委員と相談して会員を除名することがある。

第7条（運営委員）当会の運営に必要な役割として次の委員を置く。委員は会員の総意により選出する。任期は2年とし、再任、兼任は妨げない。

- （1）代表責任者（1名）当会を代表し活動の全てを総括する責任者。

当会に必要な運営委員、係を任命できる。

- (2) マネジャー（1名）代表責任者を補佐し活動の全てを推進する。
- (3) パートリーダー（4名）所属パートの会員を取りまとめてパートのリーダーとして活動を推進する。
- (4) 庶務委員（2～3名）：練習会場の予約確保を管理する。会員名簿を管理する。当会のホームページを管理する。入会希望者への案内。
- (5) 楽譜委員（1～2名）：楽譜の管理をする。
- (6) 会計委員（1～2名）：財務を管理する責任者。
- (7) 会計監査委員（1名）：財務が適正に処理されているか監査する。

#### 第8条（指導者層）

- (1) 常任指揮者 ①当会は音楽文化活動推進に必要な指導者として常任指揮者を委託することができる。②常任指揮者は当会の運営にアドバイスを行うことができる。
- (2) 常任ピアニスト ①当会は音楽文化活動推進に必要な指導者として常任ピアニストを委託することができる。②常任ピアニストは当会の運営にアドバイスを行うことができる。

#### 第9条（会計）

- (1) 当会の運営費用は会員から徴収した会費で活動する。
- (2) 会費：3,000円／月額（1名当り）
- (3) 年1回の予算・決算報告を行う。
- (4) 予算・決算報告は会計監査を受け、総会の承認を得るものとする。
- (5) 会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第10条（総会）総会は年1回開催する。但し、運営委員が必要と認めた場合は臨時に開催できる。

#### (1) 決議事項

- ①規約の制定、変更、廃止 ②事業計画 ③予算・決算 ④運営委員
  - ⑤その他の議案
- (2) 総会は会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
    - ①総会を欠席する会員は議決権を代表責任者に委任することができる。
    - ②委任状を提出した場合、その会員は出席したものとみなす。
  - (3) 総会は出席会員の過半数の同意（委任状を含む）をもって議決する。

第11条（その他）本規約に定めていないが必要とされる内容は本規約を補完する運営細則を設けることができる。

第12条（規約）本規約の制定、変更、廃止は総会の議決により決定する。

附則 本規約は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

#### 改定履歴

第1版 2006年4月1日（第1版）

第2版 2007年3月3日（全面改定）

第3版 2012年4月1日（会費改定）

第4版 2024年4月1日（コロナ禍運用会費中止に伴う年度収支差額扱いを戻す）